

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	55 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

結婚後、郷里の父から老後のために国民年金に加入するよう勧められ、A 区役所で加入手続を行い、保険料は主に B 郵便局で納付していた。

平成 21 年 2 月に、結婚前の約 1 年間の厚生年金保険の記録がみつかったこともあり、自身の納付記録に誤りがあるのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料については納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間直前の昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が過年度納付されているにもかかわらず、同一年度である申立期間①のみを過年度納付しないのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 50 年 3 月に国民年金に任意加入し、数回にわたり過年度納付し未納期間を無くそうとしていること、及び 60 歳以降も 65 歳まで付加年金を含めて任意加入し保険料を納付するなど、納付意識は高かったことがうかがわれることから、前後の保険料が納付済みであり、9 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの期間、46年2月から同年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年9月まで
② 昭和46年2月から同年3月まで
③ 昭和53年4月から54年3月まで

老後のことを考えて、国民年金制度開始時に加入手続をした。A区にいたときは、区役所に納めに行ったり、納付書で納めたりしていた。昭和48年から53年までは病気のために保険料を払えないこともあったので、B地に移ってから未納期間分の保険料として4万3,000円を払った記憶がある。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、自身で国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間前後はそれぞれ納付済みであり、申立期間①は6か月、申立期間②は2か月とそれぞれ短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとする特段の事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、C区にいたときに国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、オンライン記録により申立期間直前の昭和51年度及び52年度の免除期間を追納していることが確認できることから、同期間に続く法定免除期間であり、かつ、12か月と短期間である申立期間③の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 3 申立人は、申立期間を除き 60 歳まで未納は無く、60 歳以降も任意加入し、1 か月を除き納付済みであることから納付意識の高さがうかがわれる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
市から国民年金保険料の納付書が届いたら、なるべく早く、一括払いなり半年払いなどして、忘れないように払ってきた。それなのに、申立期間が未納であるとされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替えを平成元年 11 月 9 日に行い、元年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を同年 11 月 29 日に納付していることがオンライン記録により確認できることから、同時点では申立期間は過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、国民年金に加入以降申立期間を除き未納期間は無く、12 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から7年3月まで
② 平成9年4月から12年2月まで

私は、昭和53年に会社を辞めて国民年金に加入した。57年に商売を始めたが順調にいかず、市に相談して国民年金保険料の免除申請を行った。平成になって、商売も上向いてきたので、保険料の納付を開始したが、平成11年ころになるとまた不景気になり、保険料の免除申請をした。

国民年金保険料を納付することが困難になれば免除申請をし、未納期間になることはなかったと記憶しており、申立期間も保険料を納付していたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①当時、国民年金保険料を過年度納付してきており、前後の保険料は納付済みで、12か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を納付することが困難なときは免除申請をすることを知っていたので保険料を納付できずに未納期間となることはなかったと主張しているが、保険料納付に関する具体的な申述を得られず、納付状況は不明である。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料

を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月、40年8月から同年10月までの期間及び42年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月
② 昭和40年8月から同年10月まで
③ 昭和42年2月から49年12月まで

私は母の勧めで国民年金に加入することとし、加入手続と保険料納付は母がしてくれた。申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたとしているが、その母は既に他界している上、申立人とは連絡が取れず事情を聴くことができなかつたため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①、②及び③について、それぞれ別個の申立期間として申し立てているが、申立期間が別個になっているのは、平成14年7月17日に社会保険庁(当時)により行われた昭和34年5月から42年1月までの厚生年金保険被保険者期間の記録の追加によるもので、それ以前は、申立期間①の始期から申立期間③の終期までは一連の未納期間であり、申立人の申立内容とは相違する上、申立人の国民年金手帳記号番号は53年2月に払い出されたことが手帳記号番号払出簿から確認できることから、払出時点からすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

しかし、申立人は、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 53 年 9 月に特例納付していることが確認できるところ、当該期間は厚生年金保険被保険者期間であるとして、平成 14 年 8 月に還付されているが、同期間は、申立人は厚生年金保険被保険者であることを踏まえると、特例納付した保険料は、申立期間①、②及び③のうちの 12 か月分であると考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月、40 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 42 年 2 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

妻によると、昭和43年10月に結婚してすぐA区の職員が国民年金保険料の集金に自宅まで来た。初めは結婚した昭和43年度分の保険料を納めたが、前に保険料を納めていない月があるというので、妻が3か月分ごとに何回かにわたりさかのぼって納付した。集金人が納付書を持ってきて、保険料を納めるとスタンプが押された領収書を受け取ったような覚えがある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年9月に払い出されていることがオンライン記録及び特殊台帳により確認でき、手帳記号番号が払い出された時点からすると申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないところ、申立人は、手帳記号番号払出時点で過年度納付の時効が経過している41年4月から同年6月までの保険料を納付していることが確認できる上、申立人と同時期に手帳記号番号が払い出された者の納付記録を見ると、申立期間の始期と同じ40年10月までさかのぼって保険料が納付されている記録が確認できることから、申立人についても同様の取扱いが行われていた可能性がある。

また、申立人は、国民年金加入期間において申立期間以外に未納は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられ、納付が可能であれば6か月と短期間である申立期間についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から45年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

昭和43年ころ、A区のB系の職員が自宅に来て、今国民年金に加入すれば最初までさかのぼって国民年金保険料を納付できると説明されたので、私が夫婦二人分の加入手続をした。後日、夫婦それぞれに2回振込用紙が送られてきたので、私が夫婦二人分の保険料を納付した。金額は詳しく憶えていないが、万単位だったように思う。夫婦二人分の保険料を一緒に納付したのに、夫婦で未納期間が異なっている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、特殊台帳により、申立人は、第2回特例納付で昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、この期間のみでは、60歳までの保険料納付済期間が23年の受給資格期間を満たすのに2年6か月不足することとなり、受給資格を満たすことのできない期間のみ保険料を納付していることは不自然である。

また、申立人は、第3回特例納付により昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付しており、その直後の期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から48年7月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所に保険料の納付記録を照会したところ、加入記録の確認ができない期間があると言われた。昭和46年11月から47年3月までの保険料が還付されていることになっているが、受け取った記憶が無く、また、47年4月から48年3月までの期間は、納付した領収証書があるにもかかわらず未納となっている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料について、46年11月4日に国民年金の資格喪失の届出及び同期間の保険料の還付額を受け取った記憶は無いとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳が、資格喪失後の47年4月1日に発行されていること、及び同手帳の資格取得日が「43年10月1日強」となっていることから、当時、申立人は、強制加入被保険者として管理されていたものと推認でき、行政側の事務処理の不手際により誤って還付されたものである。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付したと主張しており、申立人が所持している領収証書により、納付していることが確認できるにもかかわらず、未納期間となっているなど行政機関側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立期間のうち、昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料について、A市が発行した納付書では、同年7月以前が納付不要と

なっているが、申立人は、昭和 46 年度及び 47 年度の保険料を納付してきており、48 年 4 月から同年 7 月までの保険料を納付しなかったのは不自然であることから、申立人の納付記録に係る一連の事務処理の不手際により未納となった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで

私は、平成 7 年 8 月に A 社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの保険料は納付済みとなっていたが、同年 10 月から 47 年 3 月までの保険料が未納になっていたので領収証書を持参して同期間の記録訂正を申し立てた。平成 21 年 6 月に同事務所で調査した結果、昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間は納付済みとなっていたものの、当初納付済みとなっていた 46 年 4 月から同年 9 月までの期間が未納になっていた。同期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間を含む昭和 46 年度の国民年金保険料については、オンライン記録では、4 月から 9 月までの期間は納付済みで、10 月から翌年の 3 月までの期間が未納となっているが、特殊台帳では、4 月から 9 月までの期間は未納で、10 月から翌年の 3 月までの期間は納付済みとなっており、B 市の国民年金被保険者名簿は未納になっているなど、行政機関側の記録管理に齟齬が見られる。

また、申立人の昭和 46 年度の国民年金保険料の納付記録について、昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の保険料を申立人が所持している領収証書により、平成 20 年 10 月 24 日付けで納付済みと記録訂正されており、その際、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間の納付済みの記録を取り消したことから、申立期間が未納となったものである。

さらに、申立人の国民年金保険料について、昭和 47 年 10 月から 48 年

6月までの期間について、60年12月4日付けで記録訂正されていることから、社会保険庁（当時）の記録管理が適切でなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の妻は、妻自身が夫婦二人の国民年金保険料を納付してきたのに、昭和46年4月から同年9月までの期間について、申立人の保険料が納付済みなのに自分の保険料が未納となっているのは納得できないとして、年金記録回復を第三者委員会に申し立て、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付してきたのに、申立人の妻だけが未納とされているのは不自然としてあつせんされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から40年3月まで
② 昭和63年4月から平成4年3月まで

私は、母から強い勧めにより国民年金に加入し、申立期間①はA区B出張所で国民年金保険料を納付し、申立期間②はC市から保険料の納付の督促状がきたので納付した。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成4年ころ、C市からの国民年金保険料の納付の督促状が何枚もあるのを偶然目にしたので、妻を怒り、未納分の保険料を納付するよう指示したが、さかのぼって2年間分の保険料しか納付できないと言われ、妻が2年間分を納付したと主張しており、申立人は、以前に過年度納付し、特に申立期間直前の昭和62年度の保険料を過年度納付しているが時期が不明であること、C市の国民年金被保険者名簿では過年度納付になっているが、オンライン記録及び特殊台帳では現年度納付になっているなど、行政機関側の記録管理に齟齬が見られる上、申立人及びその妻の保険料は、平成4年4月以降現年度納付しており、申立人が4年ころ過年度納付したとする主張に不自然さはないことから、そのころ過年度納付が可能な2年4月から4年3月までの2年間を納付したと考えるのが自然である。

しかし、申立期間②のうち、昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料は、2年4月から4年3月までの保険料を過年度納付した時点では時効により納付できなかったものと考えられる。

- 2 申立期間①について、申立人は、会社を辞めた後の昭和 37 年 12 月ころ国民年金の加入手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号が払い出された 40 年 5 月より後の 41 年 1 月 4 日に 40 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付しており、住居も A 区から移動しておらず、40 年 5 月以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、まとめて納付した 41 年 1 月 4 日時点において、37 年 12 月から 38 年 9 月までの保険料は時効により納付できず、過年度納付が可能な 38 年 10 月から 40 年 3 月までの保険料も、申立人は、まとめて納付した記憶は無いとしており、特例納付制度についても知らなかったとしている。
- 3 申立期間①及び申立期間②のうち昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 4 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から55年5月まで

私は、60歳になって年金の請求に国民年金保険料の領収証書をもってA社会保険事務所（当時）に行って納付記録を照会したところ、コンピュータに入っていないから駄目と言われたので、諦めてその領収証書を処分してしまった。今回、年金騒動でねんきん特別便が来たので申し立てることにした。私は、保険料を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号が昭和49年2月26日に払い出されていることから、同月ころ行われたものと推認できるにもかかわらず、B市の国民年金被保険者名簿では、同年4月11日を任意加入日としている上、49年4月から54年12月までの国民年金保険料を納付し、同保険料を55年12月22日に還付していることになっているにもかかわらず、オンライン記録及び特殊台帳には、国民年金保険料の納付記録及び還付記録が無いなど、行政機関側の記録管理に齟齬が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄に記載されている「誤適」について、社会保険事務所では、誤適とした理由の確認ができないとし、B市においても旧名簿に記載されている「ゴテキ」の内容は不明としている上、任意加入により納付した昭和49年4月から54年12月までの国民年金保険料を、還付する理由が見当たらないにもかかわらず、還付したこととなっており、還付手続に係る事務は不自然なものとなってい

る。

一方、申立人は、昭和 49 年 4 月 11 日に任意加入被保険者資格を取得しているため、申立期間のうち、36 年 4 月から 49 年 3 月までの期間については、制度上国民年金保険料は納付できない上、申立期間のうち、55 年 1 月から同年 5 月までの期間については、保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年6月まで

私は、夫から国民年金に加入するよう勧められ、加入手続も夫が行ってくれた。保険料の納付は主として私が行ったが夫も勤め先のAで保険料を納付していた。保険料納付時に渡された領収証書はB社会保険事務所（当時）の職員に「もういない。」と言われたため私が破って捨ててしまったが、私は家計簿を結婚（昭和35年）後ずっとつけていたことから保険料を納付しない場合は気づくはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月に国民年金に任意加入して以降60歳まで申立期間を除き未納期間は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は申立期間の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが社会保険事務所の台帳から確認できる上、申立期間の前後を通じて住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化が見られないことから、15か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から53年3月まで

私の国民年金保険料は、他界した私の父親が私の結婚時に妻の分と一緒に加入手続をし、私達夫婦二人分の国民年金保険料も私の父親がすべて納付してくれていた。申立期間について妻が納付済みで私が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、他界した申立人の父親が申立人とその妻の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てているところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に申立人の妻も国民年金の任意加入から強制加入に被保険者資格種別を変更し、申立期間に相当する期間が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人の申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、A地区のB組合の組合長が国民年金保険料を収納していたことや他界した申立人の父が当該集会所で保険料を納付していたことを記憶しており、申立人の申立内容には信^{びょう}憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から47年3月まで

申立期間当時、私は学生だったが、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。その後、私がA地で就職する際にその時の年金手帳を受け取ったが、引っ越しを何回かしているうちに廃棄処分してしまった。弟も、20歳の時に国民年金に加入して保険料を納付しており、父親も私が間違いなく国民年金に加入していたこと、及び年金手帳を私に渡したことを証言しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月当時学生であったが、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしているところ、その父親は、現在も、申立人を含む家族の国民年金の加入手続きを行ったこと、保険料は区役所に納付していたこと、及び申立人に渡した国民年金手帳の色が茶色だったことなどを記憶している。

また、申立人は、その父親から国民年金に加入し保険料を納付していたことを聞いていたとしており、父親から渡された年金手帳がうすい茶色だったこと、及び引っ越しの際処分するときに、手やハサミで切れにくかったことなどその記憶は鮮明である。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は国民年金制度が開始された昭和36年4月から保険料を完納していること、申立人の弟も20歳から国民年金に加入し保険料を納付

していることから、申立内容は信憑^{びよう}性があると認められる。

加えて、申立期間当時、申立人の実家はB店を営んでおり、保険料を納付する資力はあったと考えられ、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における申立期間に係る標準報酬月額が16万円であると認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社D支店から転勤して、同行C支店で昭和52年4月1日から55年3月31日まで勤務したが、そのうち、52年4月1日から同年9月1日までの標準報酬月額が、16万円のところ12万6,000円と過少になっている。これについてB社とE基金に照会した結果、厚生年金基金に係る標準報酬月額が12万6,000円から16万円と訂正されているのに、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正がなされていないことが判明した。厚生年金保険と厚生年金基金の標準報酬月額は一致しているはずであり、厚生年金基金の訂正経過から厚生年金保険の標準報酬月額の訂正がなされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に関するE基金の加入員記録では、申立期間に係る標準報酬月額が16万円とされていることが確認でき、B社から、厚生年金保険及び同基金の届出様式は、複写式のものを使用していたとの回答が得られた。

また、E基金から提出された加入員資格取得届から、昭和52年4月14日付けの届出で、標準報酬月額は12万6,000円から16万円と訂正されていることが確認できる。なお、この訂正について同基金に照会したところ、標準報酬月額の訂正の経緯はわからないとしている。

さらに、厚生年金保険と厚生年金基金の標準報酬月額の不一致が判明した経緯について、同基金に照会したところ、代行返上に伴い、社会保険庁（当時）側の記録と同基金記録を照合する作業の中で発見されたもので、平成17年5月にF社会保険事務所（当時）に訂正依頼したが、訂

正が認められなかったとしている。

加えて、B社G部に、申立期間に係る届出及び標準報酬月額について照会したところ、資料が現存していないことから不明としているものの、基金に現存している「加入員資格取得届」から、当行が同基金に対して、標準報酬月額を12万6,000円を16万円と訂正して届け出ていることが確認できることから判断すると、同基金の記録が事実即したものであると推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（16万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場の資格喪失日を昭和45年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

昭和42年4月に、A株式会社B工場から同社C工場に異動になっただけで、その間給料も途絶えたことは無く、厚生年金保険の保険料も続けて払っている。調べて申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び辞令により、申立人は、昭和42年4月1日にA株式会社に入社し現在まで在籍していること、45年4月1日付けでA株式会社B工場から同社C工場に転勤になったことが確認できる。

そして、事業主が、申立期間当時も厚生年金保険料を控除していたことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和45年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないとしていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月29日から同年4月1日まで

A社に平成3年9月24日から4年3月31日まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、資格喪失日が4年3月29日となっていた。同年3月の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持しているA社（B）を支払者とする平成4年分給与所得の源泉徴収票から、当該事業所における申立人の退職日は、平成4年3月31日であることが確認できることから、申立人が同日まで当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と平成4年1月から同年3月までの標準報酬月額及び賃金総額に見合う社会保険料控除額（健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料）を比較するとほぼ同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4

年2月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を平成7年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月31日から同年6月1日まで
オンライン記録によると、株式会社Aの厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成7年5月31日となっているが、退職日と同日で誤りであると思うので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、退職日を特定できる資料等を所持しておらず、株式会社Aの承継企業であるB株式会社からは、回答が得られない上、申立期間当時の代表取締役は「当時の資料が無く、申立人の退職日は不明である。」と供述しているが、同社の元同僚は申立人の主張を認める供述をしている。

また、雇用保険の被保険者記録では、申立人の離職日は平成7年5月31日となっている。

さらに、同社に勤務していた複数の同僚に雇用保険の被保険者記録照会に関する同意を得て、同記録を確認した結果、雇用保険の離職日の翌日と厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は全員一致していることが確認できた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の退職日は平成7年5月31日であり、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ

ることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成7年4月の社会保険事務所（当時）の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主であるB株式会社からは回答が得られず、申立期間当時の元代表取締役は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、7年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間①に係る株式会社Aにおける資格喪失日の記録を昭和35年3月12日に訂正し、申立期間②に係る同社における資格取得日の記録を36年3月23日に訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から35年3月12日まで
② 昭和36年3月23日から同年7月14日まで
③ 昭和50年6月21日から52年4月1日まで
④ 平成3年11月1日から5年1月6日まで

株式会社Aは、昭和28年度に初めて大学新卒者を採用し、B大学を28年度に卒業したC、D両氏とともに同社に入社した。昭和28年4月1日入社でE課に配属され、その後、F部を経てG部に籍を置き販売に従事した。34年10月に関連子会社のH株式会社に出向となった。35年3月12日に株式会社Aに復帰し、I工場J課に配属となった。36年7月14日に同社本社K部に転勤しLとして勤務した。50年6月20日に自己都合で退職した。同時に入社して定年退職した同僚が厚生年金保険期間の欠落が無いのに、私の被保険者記録は、出向や転勤で欠落するという事務処理上の不備が生じているのは疑問である。

また、M区の株式会社Nには、スカウトされて株式会社Aを退職後、直ちに再就職した。同社での厚生年金保険期間に約2年間の空白があるが、空いている期間が長すぎるのはおかしい。

さらに、前の会社からO株式会社へ転職までの期間は、2週間から

3週間であったが、厚生年金保険被保険者期間に1年強の空白があるのはおかしい。

すべての申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、株式会社Aにおける申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和28年4月1日の入社から50年6月20日の退職まで継続して同社に勤務していることが確認できる。

また、株式会社Aは、「社内での調査の結果、申立人は、昭和50年6月20日の退職まで継続して同社に在籍勤務していたことは間違いが無いので、同社における申立人の被保険者資格の取得及び喪失に関する事務処理ミスにより厚生年金保険被保険者期間が欠落したと考えられる。」と回答しており、両申立期間に係る申立人の在籍証明書を提出している。

さらに、申立人の「申立期間①のH株式会社に出向していた期間中も、株式会社Aから給料をもらっていた。」との供述に対し、株式会社Aも、「H株式会社は、同じ敷地内にある子会社で、申立期間①については、申立人がH株式会社に出向していた期間であり、Aから給与を支給していた。」との回答をしており、かつ、H株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の最初のページにおいて、同社の事業主として氏名の確認できる二人を、株式会社AからH株式会社に出向して事業主になったAの社員であるとしているとともに、株式会社Aの厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、この両名のAでの厚生年金保険被保険者期間は、欠落が無く継続していることが確認できる。

加えて、P組合で保管されていた申立人の株式会社AのI工場（以下「I工場」という。）における健康保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書によると、申立人が昭和35年3月12日にI工場において被保険者の資格を取得し、36年3月23日に被保険者資格を喪失した旨の届出が事業主から提出されており、資格喪失確認通知書の備考欄に喪失理由として本社転勤の記載が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間①に係る出向完了による異動日については、事業主が申立人のH株式会社への出向の際に事務処理誤りで被保険者資格を喪失させたことを認めており、I工場における被保険者資格取得確認通知書により同工場での資格取得日が確認できることから、昭和35年3月12

日とし、申立期間②に係る異動日については、I工場における被保険者資格喪失確認通知書により、同工場での資格喪失理由が本社転勤であることが確認できることから、36年3月23日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和34年9月のオンライン記録から1万8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における36年7月のオンライン記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が外向及び転勤した際の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の手續に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず（申立期間①については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、申立期間③当時の株式会社Nの事業主は、「申立人の入社経緯、入社当時の勤務形態、正社員かどうか等については明確な記憶が無いが、申立人が当時Q担当のRであった。」と供述していることから、申立期間③内において期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、株式会社Nの承継会社である株式会社Sにおいて保管していた申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）によると、事業主は、当該事業所において申立人が昭和52年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を同年同月13日にT社会保険事務所（当時）に提出していることが確認できる。

また、株式会社Nにおける申立人の雇用保険の被保険者記録によると、資格取得日は、昭和52年4月1日であることが確認でき、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、当時の経理担当の元社員は、「会社が保険料を徴収して、これを納付しないことは経理処理上では難しいので、入社当初何らかの事情で社会保険への加入が行われず、会社は保険料を控除していなかったと考えられる。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間④について、申立人が保管している〇株式会社の平成5年1月分から同年4月分まで、同年12月分及び6年11月分の給与明細書によると、申立人の入社年月日として西暦1993年（平成5年）1月6日の記載が確認できるとともに、5年1月分の給与からは雇用保険料のみが控除され、健康保険料及び厚生年金保険料は控除されておらず、給与からの厚生年金保険料控除が確認できるのは、同年2月分以後の給与からであることが確認でき、かつ、申立人は、4年12月分以前の同社における給与明細書については、探したが見つからなかったと供述している。

また、〇株式会社における申立人の雇用保険の被保険者記録によると、資格取得日は、平成5年1月6日であることが確認でき、申立人の給与明細書に記載された入社日及び厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、〇株式会社は、昭和61年3月1日からU組合に加入しているが、V組合W支部は、申立人の同組合での加入期間について、平成5年1月6日からであると回答している。

加えて、事業主は、申立人が退職してから相当の時間が経過しており、申立期間④に関する資料が無いので、申立人の在籍状況、勤務実態及び保険料控除等については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立期間①について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年6月1日、資格喪失日が3年1月1日とされ、当該期間のうち、2年12月31日から3年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 また、申立期間②について、申立人のB社（現在は、C社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成6年6月13日、資格喪失日が8年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月31日から3年1月1日まで
② 平成8年3月31日から同年4月1日まで

平成 20 年 8 月にねんきん特別便を受け取り、内容を確認したところ、申立期間①の A 社及び申立期間②の B 社における被保険者資格の喪失日が誤っており、退職した月は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。両申立期間においても継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたので、両申立期間の被保険者記録の訂正をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の A 社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 2 年 6 月 1 日、資格喪失日が 3 年 1 月 1 日とされ、当該期間のうち、2 年 12 月 31 日から 3 年 1 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。しかしながら、同事業所から提出された D 届、E 証明書及び訂正により再交付された厚生年金基金加入員資格喪失通知書から、申立人は、2 年 12 月 31 日まで勤務していたことが確認できる上、同事業所は、「F の在籍は、月初から月末までの 1 か月単位であり、その理由は、月の途中で異動する場合は診療報酬の計算が複雑になることや G の H 局が I の在籍期間を月初から月末までの 1 か月単位としているからである。申立人については、D 届の異動日が 2 年 12 月 31 日と記載されていることから同日までが勤務期間となる。」と回答している。

また、同事業所は「F の給与は、月初から月末までの 1 か月分をその月の 27 日に支払い、当月に支払う給与から保険料を控除していた。退職月についても、その月の 27 日の給与から保険料を控除しており、申立人の平成 2 年 12 月の厚生年金保険料は、同年 12 月 27 日に支払う給与から控除していたはずである。」と回答している上、同事業所は、申立人に対し厚生年金保険の手続が誤っていた旨の手紙を送付していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の同事業所における平成 2 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与担当と社会保険の手続担当は別であり、社会保険の手続担当は、平成 2 年 12 月 31 日が年末休業日であったため、その前日の最終営業日を資格喪失日として誤って届け出たと考えられると回答している上、資格喪失日を 3 年 1 月 1 日に訂正したことにより再交付された厚生年金保険資格喪失確認通知書を保管していたことから、事

業主が当初、資格喪失日を2年12月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所(当時)が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人のB社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成6年6月13日、資格喪失日が8年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されている。しかしながら、同事業所から提出された人事記録、在職証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同年3月31日まで勤務していたことが確認できる上、同事業所は、「人事記録に「8年3月31日」と「辞職を承認する」と記載されているのは、職員から退職願の提出を受け、それに基づき同日付けで退職を承認したことを示すものである。」と述べており、申立人が退職の際に、退職願いを提出した上で退職したとする供述と一致する。また、「給与は月末締め、翌月16日支払であり、月末まで在籍していた職員の厚生年金保険料は、翌月16日支払の給与から控除している。したがって、人事記録で同年3月31日に退職を承認された申立人の同年3月の厚生年金保険料は、同年4月16日支払の給与から控除したはずである。」と回答していることから判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同事業所における平成8年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、人事記録の退職日及び辞職を承認した旨の記録から、当初の資格喪失日は誤りであり、平成21年4月21日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失に係る訂正届を提出したと回答していることから、事業主が当初、資格喪失日を8年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所(当時)が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年1月16日、資格喪失日が13年1月16日とされ、当該期間のうち、12年12月16日から13年1月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を同年1月16日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月16日から13年1月16日まで
A株式会社には平成13年1月15日まで継続して勤務していたのに、12年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされたことに納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年1月16日、資格喪失日が13年1月16日とされ、当該期間のうち、12年12月16日から13年1月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出のあった社員名簿、申立人の退職願の記載及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に平成13年1月15日まで継続して勤務していたことが確認できる。また、A株式会社では、退職月の給与（平成13年1月支給分）から前月の厚生年金保険料

(12年12月の保険料)を控除することが通例であり、申立人の場合も12年12月の厚生年金保険料を控除したことは間違いないと思われると供述している上、同僚の退職月(1月15日退職)の給与明細書の記載から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断して、申立人についても同年12月の厚生年金保険料が給与から控除されていたと認められることから、上記の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を13年1月16日に訂正する必要がある。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成12年11月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が申立人に係る被保険者資格喪失日を平成12年12月16日と届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和45年4月1日、資格喪失日は同年4月21日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年5月まで
申立期間は、A株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和45年4月1日から同年4月21日までの期間については、適用事業所名簿によると、A株式会社は、同年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人に係る同社の被保険者資格取得日及び資格喪失日については、事業所別被保険者名簿によると、当初、資格取得は同年4月1日（資格取得の届出日は45年4月16日）、資格喪失は同年4月21日（資格喪失の届出日は45年4月24日）と記録されていたものを、適用事業所ではなくなった後の同年6月19日付けで資格取消しされているのが確認できる上、申立人以外にも、資格取得日及び喪失日が記載された記録について同年6月19日付けで資格取消しされた者が4人確認できる。また、ほかにも同日に資格取得を取り消された者が6人、同日に資格喪失日をさかのぼって訂正されている者が4人確認できる。

さらに、上記の事業所別被保険者名簿の訂正前の記録及び雇用保険の被保険者記録（取得日は昭和45年4月1日、離職日は同年4月20日、事業所名不明）から、申立人がA株式会社に昭和45年4月1日から同

年4月20日まで勤務していたことが推認できる。

加えて、A株式会社は、昭和45年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、上記のとおり、事業所別被保険者名簿に記載の申立人ほか8人の被保険者資格喪失の届出日が同年4月21日以降であり、同年4月21日においても適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が同年3月31日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、被保険者資格を取り消す処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和45年4月1日、資格喪失日は同年4月21日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、類似業務をしていた同僚及び事業所別被保険者名簿記載の訂正前の資格取得日が同じ複数の同僚の事業所別被保険者名簿の標準報酬月額に関する記載から、3万3,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和45年4月21日から同年5月までの期間については、A株式会社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立事業所から申立人の厚生年金保険の適用等について確認ができない上、同僚からも事業主による厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができなかつた。

なお、事業所名不明の雇用保険の被保険者記録によると、上記のとおり、被保険者取得日は昭和45年4月1日、離職日は同年4月20日との記録が確認できる。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和30年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から32年2月1日まで
② 昭和32年5月20日から35年4月30日まで
オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、A社に当該期間も継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の被保険者資格取得日について、昭和30年2月1日と考えられる記載が認められる。

また、「年金手帳の厚生年金保険の記号番号払出簿」の申立人に係る取得月日欄にも、昭和30年2月1日と記載されている。

なお、上記被保険者名簿及び払出簿において被保険者資格取得日が昭和30年2月1日と記載された同僚は、オンライン記録でも被保険者資格取得日が同日となっている。

さらに、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立期間①当時、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和30年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記

載から1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述等により、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社では、申立期間②の厚生年金保険の適用関係資料は保存していないとしており、同僚からも申立人の当該期間の厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることはできなかった。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載の被保険者資格喪失日はオンライン記録と一致し、申立期間②に申立人の氏名は確認ができない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成5年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月30日から同年12月1日まで
A株式会社に平成5年11月30日まで勤務しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月30日ではなく、同年12月1日なので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社発行の退職証明書（平成5年12月1日作成）によると、申立人の退職日は平成5年11月30日と記載されており、同日に同社を退職したものと推認できる。

また、申立期間当時、A株式会社にて給与計算を担当していたとする同僚の「同社では、厚生年金保険料の控除方法は当月控除であり、給与計算の締日は毎月20日であり、11月20日に申立人が在籍しているならば、11月に支払う給与から11月の保険料を控除したと思う。」との供述及び21日以降に退職し当該月の下旬に厚生年金保険被保険者資格を喪失した複数の同僚も退職月の保険料は控除されていたと供述していることから判断して、申立期間の申立人の厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたと推認できる。

これらの状況から、申立人は、申立期間において、A株式会社に継続勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ

る。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料も無く不明としているが、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする同僚は、社会保険事務所（当時）に提出する被保険者資格喪失届に記載する資格喪失日は、退職日を通常記入していたとしていること（オンライン記録では、申立人の資格喪失日は平成5年11月30日である）及び事業主が申立てに係る資格喪失日を5年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同年11月30日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで
② 平成 17 年 11 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

A 有限会社に勤務していた期間のうち、平成 17 年 11 月以降の標準報酬月額が、実際額の 32 万円から引き下げられている。社会保険事務所（当時）に相談したところ、19 年 7 月以降の記録については職権で標準報酬月額 32 万円に修正された。

それ以前の期間の標準報酬月額についても同様に 32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主が提出した賃金台帳における厚生年金保険料額の変動月と保険料率変更月が一致することから、保険料の控除は当月の給与から行われていたものと認められる。

- 2 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日において 20 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

しかしながら、申立期間①について、平成 18 年・19 年賃金台帳により、申立人の主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は、社会保険事務所に対して申立人の申立期間①に係る報酬月額の届出を誤って提出したことにより、当該期間に係る厚生年金保険料は、過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、事業主が社会保険事務所に対して提出した平成 17 年 11 月 16 日に降給を事由として申立人の標準報酬月額を 32 万円から 20 万円に引き下げる報酬月額変更届が社会保険事務所から提出され

ているところ、申立人が提出した同年6月から同年8月までの期間及び18年1月から同年3月までの期間に係る給与支払明細書並びに同年の賃金台帳における給与支給額（報酬月額）が31万円の変動がないことから、申立人の降給は事実ではない上、申立人は、申立期間②において事業主により給与から標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料額を控除されていたと認められる。

このことから、平成18年1月から同年8月までの標準報酬月額は、同年の賃金台帳において確認できる保険料控除額（標準報酬月額32万円相当額）及び給与支給額（31万円）に基づき32万円とすることが必要である。

また、平成17年11月及び同年12月については、申立人が提出した17年源泉徴収票に係る社会保険料額と標準報酬月額（32万円）に基づく社会保険（厚生年金保険・健康保険・介護保険）保険料及び雇用保険料の合算額である年間社会保険料額がほぼ一致することから、標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、社会保険事務所で保存していた被保険者報酬月額変更届及び被保険者報酬月額算定基礎届においても、報酬月額を20万円として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和49年1月4日に訂正し、標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月30日から49年1月4日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について欠落していることが判明した。昭和28年3月にA株式会社に入社し、平成6年5月まで途中退社したことはない。昭和48年12月に子会社のB株式会社に異動した時点の1か月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。当該申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主から提出の履歴書(人事記録)及び事業主の供述並びに以下に述べるA株式会社及びB株式会社の関係性から判断すると、申立人はA株式会社に継続勤務(昭和49年1月4日にA株式会社からB株式会社に異動)していたことが確認できる上、申立人提出の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業主は、A株式会社とB株式会社は、総務関係事務、社会保険関係等の手続は、一括してA株式会社で行っており同社は一体の事業所として機能していたと供述している。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和48年11月の給与明細書記載の保険料控除額から13万4,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月及び同年 11 月

転職のために昭和 38 年 10 月に退職するとともにA市からB区に転居した。転入手続の際に、国民健康保険と同時に国民年金加入手続を行い、保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月にB区に転入手続をした際に、国民健康保険と同時に国民年金加入手続を行い、同区役所又は郵便局などで保険料を納付したとしているが、国民年金手帳の交付を受けたかどうか覚えていないなど、加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない上、申立期間である昭和 38 年 10 月及び同年 11 月の強制加入資格期間は、平成 11 年 4 月 27 日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた期間であることから、申立期間当時は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月から39年11月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれていたと聞いており、また、資格期間も昭和36年9月から39年11月までとなっていることから、母が加入手続をしながら保険料を納付していなかったとは考え難い。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金加入手続をし、保険料を納付してくれていると聞いたとしているが、申立期間である昭和36年9月から39年11月までの強制加入資格期間は、平成11年4月27日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた期間であることから、申立期間当時は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者となった昭和61年4月ころに払い出されており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人は、その母から国民年金手帳を受け取った記憶も無く、その母は既に他界していることから、当時の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年5月まで
母から昭和36年ころ、国民年金は将来大切なものだから必ず加入するようと言われ、そのころに加入手続をした。当時近くに郵便局があったのでそこで毎月自分で納付していた。未納となっていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ころに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を郵便局で納付していたとしているが、加入手続時の状況や納付時の状況、納付金額についての記憶が曖昧である上、当時のA市では37年5月からB会による全市内での徴収が行われていたとしているものの、申立人には集金による保険料納付の記憶が無く、当時の状況と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号払出状況及び申立人の所持する国民年金手帳の発行日から、昭和42年7月から同年9月までの期間に払い出されたと推認でき、この時点では申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年3月までの期間及び48年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から47年3月まで
② 昭和48年4月から55年3月まで

申立期間①について、昭和44年3月に会社を辞めた直後に父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。48年5月に結婚したときに、念のため夫が私の納付記録を確認したところ、4か月くらい未納があったのでそのときに納付したはずである。申立期間②について、結婚後に夫が私の国民年金の資格種別変更手続を行い、国民年金保険料は最初のうちは夫がA郵便局で現金で納付し、その後B銀行C支店の夫名義の預金口座から口座振替により納付していた。

申立期間が未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和44年3月に会社を辞めた直後にその父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとしているが、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、加入手続や保険料を納付したとするその父は病気で事情を聴くことができないため、加入手続及び保険料の納付状況が不明であり、かつ、申立人は申立期間当時に交付されたはずの国民年金手帳についての記憶も無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年9月ころに払い出されており、加入手続をしたとする時期と相違する上、申立人の手帳記号番号の払出時点では申立期間①の一部は時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

- 2 申立期間②について、D市の国民年金被保険者名簿には、資格喪失欄に「48・5・＊」、資格取得欄に「55・4・28 任」、受付年月日欄に「55.4.28」、備考欄に「再加入 55.4.28」との記載があり、申立人が結婚した昭和48年5月に資格喪失手続きを行い、55年4月に再加入したと推認できることから、申立期間②のうち48年4月を除く期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人が提出したその夫の源泉徴収票によっても申立期間を納付したとする保険料は確認ができない。
- 3 申立人の父又は夫が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことがわかる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から42年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月から42年8月まで

仕事を探すため、昭和39年6月にA市からB市の叔母夫婦の家に転居した。転居したころに叔父とB市役所に行き転入手続をし、同時に国民年金の加入手続と免除申請の手続を行った。手続は叔父が代行してくれた。申立期間が免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ころにその叔父と一緒にB市役所に出向き、その叔父に国民年金の加入手続と免除申請の手続をしてもらったと主張しているが、免除申請の手続をしたとする申立人の叔父は既に他界している上、申立人はその叔父がどのような手続をしたか覚えていないとしており、申立期間当時の手続状況が不明であることから、申立人がB市において免除申請をした事情はうかがえない。

また、申立人は、交付された国民年金手帳は1冊のみであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月26日に払い出され、44年9月1日に被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で免除申請をできず、申立期間当時別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 10 月まで

私が 24 歳のときに母から国民年金の加入を勧められて母と一緒に車で A 役場に出向き国民年金の加入手続を行った。その時、母は 20 歳までさかのぼって保険料を納付したいと申し入れたが、職員から 2 年しかさかのぼれないと言われ、渋々 2 年間の保険料を納付した。帰りの車内で母が「22 歳の時からしか納められなかったね。」と話したのを覚えている。平成元年 1 月までは家事手伝いで収入もなかったが、そのころから家業の事務や雑用係として給料をもらえるようになり、自身で保険料を納付できる資力はあったので、さかのぼった保険料を母が私に替わって納付してくれたことを考えると、さかのぼった保険料を納付したのは、私に保険料を払う資力がなかった平成元年以前のはずである。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、24歳のときにその母とともに国民年金加入手続をしたと主張しているが、申立人から国民年金の加入時期について具体的な申述を得られず、一緒に加入手続をしたとするその母は既に他界しているため、加入手続の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは前後の番号の払出状況から平成 3 年 11 月ころであると推認でき、払出時点からすると申立期間は時効により納付できない期間である上、オンライン記録により、元年 11 月から 3 年 3 月までの 17 か月の国民年金保険料を 3 年 11 月の加入手続後にさかのぼって納付していることが確認でき、この納付状況は申立人が主張し

ている納付の状況と符合している。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述においても、申立人が24歳のときに行ったとする国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付を裏付ける事情を取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和54年3月6日に過去の未納期間について、国民年金保険料33万9,360円を特例納付により納付した。以降は継続的に銀行で保険料を納付したことを記憶している。平成20年5月に16か月間が未納となっていることが分かったので、年金記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和45年4月から50年12月までの保険料27万6,000円が54年3月7日に特例納付されているとの回答であった。社会保険事務所の回答は私が特例納付した保険料と金額が違いすぎる。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月に特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿により申立人の国民年金被保険者資格取得日は43年11月7日であることが確認できることから、申立期間のうち36年4月から43年10月までは未加入期間であり保険料を納付できない。

また、申立人は、昭和54年3月に、45年4月から50年12月までの期間及び52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付しており、これに昭和53年度分の保険料を加えた額が申立人が特例納付したとする保険料額33万9,360円と一致することから、このことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が特例納付及び過年度納付により国民年金保険料を納付した期間は、加入手続以後60歳まで保険料を納付した場合に受給資格期間25年に不足する期間と一致していることから、申立人が国民年金の受給権

を確保するために最低限の期間の特例納付等を行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から41年3月まで

中学を出てからAに住み込み、店の主人から「20歳になったら国民年金に入らなければならない」と言われていたので、昭和38年*月ころ自身でB市役所に行って加入手続をして「国民年金手帳保管証」をもらった。

その後の国民年金保険料はB市役所かC銀行D支店で納付した。
納めたはずの保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年*月ころB市役所で国民年金の加入手続をして、「国民年金手帳保管証」の交付を受け、その後の国民年金保険料は市役所やC銀行D支店で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出状況から43年6月ころ払い出されていると推認でき、払出時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が加入手続の際に交付されたとする「国民年金手帳保管証」の発行日は昭和43年6月26日となっており、申立人は、それ以前に国民年金手帳を交付されたことは無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から58年3月まで
平成2年5月ころ、A社会保険事務所(当時)から「未納期間の保険料を納めれば空きが無くなる」との通知書が届いたので、同年6月ころ満期になったB銀行C支店の積立預金20万円と会社勤めの給料を元に未納となっていた国民年金保険料を何回かに分けてB銀行で納付した。保険料額は合計で30万円から40万円ぐらいだったと思う。
確かに未納分をまとめて納付したのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年4月から56年3月までについて、申立人は、平成2年6月ころ、満期になったB銀行C支店の積立預金20万円と会社勤めの給料を元に未納となっていた国民年金を何回かに分けてB銀行C支店で納付したと主張しているが、申立人がさかのぼって納付したとする同期間は申請免除期間であり、申立人が納付したとする時点では制度上追納できない期間である。

また、申立期間のうち昭和56年4月から58年3月までについても、申立人が納付したとする平成2年6月の時点では時効により納付できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間直後の昭和58年4月から63年3月までの申請免除期間を2回に分けて追納しており、当該期間の追納に必要な保険料額は申立人が納付したとする申立期間の保険料の金額とほぼ一致してい

ること、申立人は、当該期間の保険料を追納した費用は、銀行の積立預金と追納した当時に勤めていた会社の給料で工面したとしていることから、このことと混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年10月から3年3月まで

申立期間当時私は学生で、国民年金のことはすべて祖父や父に任せていたので加入手続や納付状況については何も分からない。当時A町では役場の職員が地区の公民館へ出張して来て国民年金保険料を徴収し、私の実家でも家族の分を一緒に納付していたと聞いている。

私が20歳になった平成元年*月ころ、祖父か父が国民年金の加入手続をしてくれ保険料を納めてくれていたはずなのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年*月ころ、その父か祖父が国民年金の加入手続をして国民年金保険料をB町役場（現在は、C市D庁舎）の職員に納付してくれていたと主張しているが、申立人は国民年金加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、手続をしたとするその祖父は既に他界^{あいまい}している上、申立人及びその両親の加入手続及び保険料納付に関する記憶も曖昧であることから、加入手続及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、オンライン記録により平成14年10月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間で制度上国民年金保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人の祖父又は父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 48 年 9 月まで

昭和 43 年ころ、A 区の年金係の職員が自宅に来て、今国民年金に加入すれば最初までさかのぼって国民年金保険料を納付できると説明されたので、夫が夫婦二人分の加入手続をした。後日、夫婦それぞれに 2 回振込用紙が送られてきたので、夫が夫婦二人分の保険料を納付した。金額は詳しく憶えていないが、万単位だったように思う。夫婦二人分の保険料を一緒に納付したのに、夫婦で未納期間が異なっている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 43 年ころに国民年金の加入手続をし、36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 11 月に払い出されており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は確認ができない上、43 年には特例納付は実施されておらず、申述とは符合しない。

また、申立人は、第 2 回特例納付により申立期間直前の昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料を納付しているが、このときに合わせて申立期間を納付した場合に必要な保険料額は 15 万 750 円、夫婦二人分で 30 万 1,500 円であり、さかのぼって納付した保険料額は夫婦それぞれ 10 万円に満たない額であったとしている主張と異なっている上、申立人は同程度の金額の保険料を納めた記憶が無いとしている。

さらに、申立人が第 2 回特例納付により国民年金保険料を納付した期

間は、申立人が 60 歳までに納付した場合に年金の受給資格を満たすに足る期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2832

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月

昭和 56 年 8 月 31 日付けで会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を主人がしてくれた。国民年金保険料は、私が納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日が昭和 56 年 10 月 1 日となっており、申立人の国民年金手帳記号番号が 56 年 11 月 4 日に払い出されていることから、同年 10 月に加入手続を行ったと推認でき、同年 10 月 1 日が任意加入となっているため、申立期間の国民年金保険料は、制度上納付できない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から48年9月まで

私が、会社を辞めた昭和46年6月ころ、夫が国民年金の加入手続きをした。今回、ねんきん特別便が来て申立期間が未納となっていることが分かった。私は、区役所か出張所に行って国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和48年10月11日に払い出されており、同日が任意加入被保険者資格取得日となっているため、申立期間は制度上納付できない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2834 (事案 793 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 8 月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納となっていることが分かったが、申立期間は、A 区の B 出張所で納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 47 年 8 月までの期間に係る申立てについては、国民年金の加入手続や保険料を納付した記憶は定かでないとしている上、48 年 3 月に C 市で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた際の 47 年 9 月分以後の領収証書を保存しているにもかかわらず、40 年 4 月に申立期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出された際の国民年金手帳及び申立期間の保険料の領収証書等を所持していないのは不自然であり、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料を納付する意思があるから国民年金に加入したので、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2835 (事案 792 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 47 年 12 月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。申立期間については、A 区の B 出張所で納付した記憶があるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金の加入手続や保険料を納付した記憶は定かでないとしている上、昭和 48 年 3 月に C 市で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた際の 48 年 1 月分以後の領収証書を保存しているにもかかわらず、40 年 4 月に申立期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出された際の国民年金手帳及び申立期間の保険料の領収証書を所持していないのは不自然であり、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料を納付する意思があるから国民年金に加入したので、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和56年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年7月まで
② 昭和56年6月

申立期間①については、A県B市の実家に国民年金保険料の集金人がきていて、母が保険料を納付していたことを知っており、私の保険料も納付してくれたはずである。申立期間②については、昭和56年4月にC市（現在は、D市）からE町に住所を移転した際、国民年金保険料の昭和56年度1期分の4月から6月までの保険料を納付した一方で、56年6月に会社員となり厚生年金保険に加入し、同年6月分は国民年金保険料と重複納付しており、国民年金保険料の領収証書も保管しているが、還付された記憶が無い。申立期間①は未納とされていること、申立期間②は還付された記憶が無いにもかかわらず、還付済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A県B市の実家で、その母が国民年金保険料を集金人に納付していた際、申立人の保険料も含めて、その母が納めていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年1月29日にC市で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立期間の保険料を納付したとするその母は既に他界しており、具体的な証言が得られないことから、申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 56 年 4 月に C 市から E 町に住所を移転した際、国民年金保険料の昭和 56 年度 1 期分の 4 月から 6 月までの保険料を納付した一方で、56 年 6 月に会社員となり、厚生年金保険に加入し、同年 6 月分は国民年金保険料と重複納付して国民年金保険料の領収証書も保管しており、還付された記憶が無いとしているが、申立人が在住している E 町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の当該月分の国民年金保険料 4,500 円が 57 年 3 月 10 日に還付された記録がある上、国民年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも当該月の欄に「還」の判が押されていることから、行政側の記録管理に不合理な点は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 36 年 6 月から 37 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。
また、申立人の昭和 56 年 6 月の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から41年3月まで
申立期間については実家の母が国民年金保険料を納付してくれたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和41年7月30日であり、国民年金手帳発行日は同年8月1日となっていることから、申立人が同年7月中旬ころに加入手続をしたと推測され、申立人が保管している国民年金手帳の昭和41年度の納付記録では同年10月22日に同年4月から同年11月まで一括納付されていることから同様に推測でき、その加入手続をした時点では申立期間は時効により納付できない期間又はさかのぼって納付する期間となるが、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母は既に他界しており、保険料納付に関する証言が得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から40年12月まで厚生年金保険の脱退手当金を受給しており、その期間について同居していた母が国民年金保険料を納付していたとするのは不自然である。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 6 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 6 年 9 月まで
申立期間当時に勤務していた有限会社 A の事業主が、自分の給与から控除した国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していた有限会社 A の事業主が、申立人に代わって、昭和 58 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと思うところ、同社の事業主は、「自分は申立人に係る国民年金の加入手続を行っていない。」としており、また、申立期間当初の 58 年 4 月は、申立人が 15 歳であった時期であるところ、B 市では、「20 歳前の方の国民年金の加入手続を受け付けることはない。住民基本台帳システム国民年金データを確認したが、申立期間当時、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は見当たらない。」としている。

また、申立人は、申立期間当時に勤務していた有限会社 A の給与から国民年金保険料が控除され、同社の事業主が申立人に係る国民年金保険料を納付していたと思うところ、同社の事業主は、「自分は申立人の給与から国民年金保険料を控除したことはない。申立人に係る国民年金保険料を納付したこともない。」としている上、B 市では、「住民基本台帳システム国民年金データの被保険者台帳兼納付台帳を確認したが、申立人の納付記録は確認ができない。」としている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年2月まで

平成9年9月ころに、私はA市役所から国民年金加入手続と保険料納付についての通知を受け、すぐに同市役所で加入手続を行うとともにさかのぼって2年間の保険料を納付したため、申立期間について未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年9月ころに、A市役所から国民年金加入手続の通知を受け、すぐに市役所で加入手続を行ったと主張しているが、申立人がA市役所の職員からもらったとする保険料額の計算メモには、10年1月を起点として時効限度までさかのぼった保険料額が記載されていることから、申立人が同市役所に国民年金加入手続に行ったのは同月であったと推認され、申立内容には齟齬がみられる。

また、オンライン記録によると、申立人は平成10年3月26日に時効限度までさかのぼって8年3月から9年3月までの保険料を納付しており、このことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から48年3月まで
国民年金については、20歳を過ぎたため加入しなければと思いつつ、21歳になるころA区役所で加入手続を行った。区役所の職員から一括納付をすれば20歳から納付したことになるかと教えられ、1年分くらいの国民年金保険料をまとめて納付し、以後の保険料はB銀行から口座振替により納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳（昭和36年）になるころA区役所で国民年金の加入手続を行い、この時1年分くらいの保険料を一括納付し、以後の保険料は口座振替により納付したとしているが、A区役所で口座振替制度を実施したのは47年7月からであり、37年ころから口座振替を行ったとする申立内容は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月ころに払い出されており、払出日からすると、申立期間のうち45年12月以前の保険料については時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
申立期間のころの国民年金保険料については、近所の人が集金を行っており、妻が最初1年分を一括で納付し、その後も定期的に納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が近所の集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、その妻は既に他界しており、申立人は保険料の納付に関与していないため、納付状況が不明である。

また、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻の納付記録も、申立期間に対応する期間が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月7日に払い出されており、払出日からすると、39年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から60年12月までの期間、61年3月から同年8月までの期間、同年11月、同年12月、平成4年7月から同年9月までの期間、5年1月から同年6月までの期間、9年3月、同年5月、同年6月及び17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から60年12月まで
② 昭和61年3月から同年8月まで
③ 昭和61年11月及び同年12月
④ 平成4年7月から同年9月まで
⑤ 平成5年1月から同年6月まで
⑥ 平成9年3月
⑦ 平成9年5月及び同年6月
⑧ 平成17年3月

私は、職場を何回か替わっているが、そのたびごとに、親がA区のB出張所に行って国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納めていてくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④及び⑤について、オンライン記録によると当該申立期間は平成6年8月9日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、追加訂正前は未加入期間であったことから制度上保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では当該申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

また、国民年金の加入手続き及び保険料納付について、申立人自身がほとんど関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、国

民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な記憶が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間⑥及び⑦について、当該申立期間は平成 15 年 9 月 25 日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、追加訂正前は未加入期間であったことから制度上保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では当該申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 申立期間⑧について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 そのほか、申立期間は 8 回と多数である上、合計 98 か月と長期間であり、これだけの期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2847

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成 6 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成 6 年 6 月まで
会社退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、前納で、B 銀行（現在は、C 銀行）D 支店で納めており、市役所から督促が来た記憶は無い。母親が納付したこともあったかもしれないが、いつも前納で納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、B 銀行 D 支店で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 4 月 19 日に払い出されており、払出時点からすると、申立期間の大部分は、時効により納付できない。

また、申立人は、E 地の F 団地に居住しているときに、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の所持する年金手帳には、G 地の住所が記載されていることから、申立人の記憶に齟齬^{そご}が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間当時、親からの援助は無く、自分の力で生活していた。会社に勤めてから厚生年金保険に加入したが、退職後 A 区役所で国民年金と国民健康保険に加入した。しばらくしてから、保険料の納付書が送られてきたが、金額が大きく一括して払うのは無理なので、社会保険事務所（当時）に相談に行き、分割払いにしてもらった。毎月の生活の中からやりくりして近所の郵便局で支払っていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後国民年金と国民健康保険の加入手続を A 区役所で行い、送付された国民年金の納付書の金額が大きく一括納付するのが無理なので分割払いにしてもらい、近所の郵便局で納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 4 月ころ払い出されており、払出時点からすると、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、オンライン記録により、申立人が平成 2 年 4 月、同年 5 月、4 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 5 年 2 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料を数回に分けて過年度納付していることが確認でき、これにより納付された保険料の合計額は、申立人が申立期間に分割して納付したとする保険料総額と大きく乖離^{かいり}していないことから、その当時の記憶と申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び43年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和43年10月から48年3月まで

私はA地のBというアパートに住んでいる時に、大家のCさんから、「君は、後3年で30歳になるから国民年金に入るように」と言われ国民年金に加入した。当時働いていたDの店主からも国民年金加入の勧奨をされた記憶もある。国民年金の加入手続は大家さんのCさんが行い、保険料は、毎月母親の分と一緒に大家さんに渡していたと記憶している。結婚後は、離婚するまで、元妻が私の分と一緒にE地の出張所に納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A地のBに住んでいる時に、その大家が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその母親の二人分の保険料を家賃と一緒に集金していたと申し立てているが、その母親の国民年金の加入履歴は確認できず、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするBの大家からも事情聴取ができない上、申立人の母親は既に他界しており、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、結婚後転居したF区で、申立人の元妻と離婚するまでの間、元妻が申立人及びその元妻の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているが、その元妻は申立期間②において国民年金に加入していない上、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から61年3月まで

私は、36歳であった昭和46年にA区で国民年金に加入した。その後、転居したB市においては国民年金保険料を地区(C)の区長が各家庭に集金に来ていたので、その区長に保険料を渡して納付し、その都度ガリ版刷りの大きさの違った領収証書を受け取った。申立期間当時は納付書がきたので、D市役所(当時は、E町役場)に行き納付していた。61年4月に第3号被保険者制度ができ、もう保険料を納付する必要がなくなり経済的に助かったことを記憶している。第3号被保険者制度以前は必ず納付していたはずであり、国民年金の被保険者資格喪失手続きをした記憶は無く、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格喪失手続きをした記憶は無いと申し立てているが、特殊台帳及びB市の被保険者記録票には、申立人が昭和56年2月14日に国民年金被保険者資格を喪失している記録があることから、申立人が同日に被保険者資格の喪失手続きをしたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、納付書が送付されてきたので、D市役所で納付したと申し立てているが、申立人が所持している昭和55年度国民年金保険料納入通知書兼領収書は、前述の被保険者資格喪失手続き後の昭和56年2月24日に再発行されたものであり、申立期間の一部に該当する55年度の第4期の欄には、56年1月分、同年2月分及び同年3月分のうち2月分及び3月分の部分に二重線が引かれており、保険料合計欄には申立期間当時の1か月に該当する保険料である3,770円が記載され領収印があることから、同年1月分の保険料しか納付

していないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したとする周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年1月まで

A社を退職後の昭和40年7月ころ、私の母がB区役所において国民年金の加入手続きを行い、C地に転居するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退職後の昭和40年7月ころ、申立人の母がB区役所において国民年金の加入手続きを行い、C地に転居するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は42年8月ころB区役所で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間を含む35年7月から44年3月までD区に在住し、住所を変更していないことから、同区役所において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続き、保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入、保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から59年1月まで

昭和46年4月に入社したA株式会社は厚生年金保険に加入していなかったため、その会社の役員が国民健康保険と国民年金の加入を従業員に勧奨しており、私はB市役所において、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続をし、同市役所又はC銀行（現在は、D銀行）において国民年金保険料の納付をしていた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB市役所において、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続をし、同市役所又はC銀行において国民年金保険料の納付をしていたと申し立てているが、申立人の国民健康保険については、昭和55年10月から59年1月まで加入していることが確認できるものの、国民年金については、申立人の国民年金手帳記号番号が61年6月ころに払い出されており、オンライン記録からは、同年4月に第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で制度上保険料を納付できない期間である上、申立人は、20歳になる前から平成21年4月までB市に居住しており、同一市内で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

また、申立期間は143か月と長期間である上、申立期間当時勤務していたA株式会社の関係者からも申立人の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に係る証言は得られず、申立人は申立期間当時の国民年金保険料額の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
平成 13 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、13 年 4 月から 14 年 9 月までの標準報酬月額が 53 万円のところ、47 万円と過少となっている。これは、資格取得時において C 手当は報酬月額に算入されていないこと、及び 13 年 10 月 1 日の定時決定に係る報酬月額に現物支給（D）が算入されていないことによるものであるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなるところ、申立人から提出のあった平成 13 年 4 月分から 14 年 7 月分までの給与支給明細書から、13 年 4 月から 14 年 6 月までの報酬月額が 47 万円以上であるが、厚生年金保険料控除額は 3 万 1,842 円で、当該額は、オンライン記録にある標準報酬月額 47 万円に見合う金額であることが確認できる。また、同年 7 月から 9 月までにおいては、給与支給明細書は無いものの、F 基金から提出のあった加入員台帳から、この期間も含む申立期間の標準報酬月額は 47 万円であることが推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準
報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた
ことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から60年12月31日

昭和45年11月19日から60年12月31日まで、株式会社AにおいてB事務を担当していたが、同社が58年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、申立期間が被保険者期間から漏れてしまった。

昭和58年4月27日からB県でCを催す中、同年5月26日にDに遭遇し対応に没頭した。また、同年7月19日にEのためF病院に入院し、同年7月26日に手術を行い、同年8月31日に退院したが、治療費の請求が無かったため、健康保険に加入していたことは間違いない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の一部(昭和58年3月31日から同年6月25日まで)について株式会社Aに勤務していたことは、i)雇用保険の加入記録、ii)離職票の交付の記録、iii)同年6月26日に社会保険(厚生年金保険及び政府管掌健康保険)を脱退したことにより国民健康保険に加入した際のG市の記録からうかがわれる。

また、当時の事業主の子息は「申立人は、倒産後1年程度、残務整理に加わっていたのではないか。」と供述している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、株式会社Aは昭和58年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「昭和58年3月31日に倒産のため解雇された」とし、翌月から株式会社Aの厚生年金保険の加入は無くなった旨、

供述している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成 21 年 3 月 19 日に被保険者資格を喪失するまで、有限会社A（現在は、株式会社B）の事業主として継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずだが、申立期間の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間に有限会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）が保管する申立人に係る被保険者原票の1つには、健康保険番号*番で資格取得日が昭和 38 年 5 月 1 日、資格喪失日が 41 年 5 月 1 日（進達日が同年 5 月 27 日）で、健康保険証返納日が同年 5 月 16 日との記録がある上、別の被保険者原票には、健康保険番号*番で資格取得日が 42 年 5 月 1 日（進達日は同年 5 月 17 日）との記録がある一方で、申立人の被保険者資格の喪失と入れ替わって、申立人の妻が申立期間において被保険者資格を取得している記録がある。

また、申立人の申立期間に係る有限会社Aの被保険者原票の健康保険番号は連番となっており、追加及び欠落は無く、ほかの健康保険番号で加入していることは考え難い。

さらに、申立期間当時の事業主である申立人の父及び社会保険事務を担当していた申立人の母は、兩人とも既に死亡しており、社会保険の資格喪失及び取得並びに保険料の控除及び納付の実態については確認できない上、同僚照会した 11 人のうち、回答のあった 6 人のいずれもが厚生年金保険

料を控除されていたかについては不明と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 1 月 31 日まで
昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成 20 年 1 月 9 日に被保険者資格を喪失するまで、有限会社 A（現在は、株式会社 B）に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずだが、申立期間の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間に有限会社 A に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）が保管する申立人に係る被保険者原票の 1 つには、健康保険番号*番で資格取得日が昭和 41 年 5 月 1 日、資格喪失日が 42 年 5 月 1 日（進達日が同年 5 月 16 日）で、健康保険証返納日が同年 5 月 8 日との記録がある上、別の被保険者原票には、健康保険番号*番で資格取得日が 43 年 1 月 31 日（進達日が同年 2 月 27 日）との記録がある。

また、申立人の夫の被保険者原票の被扶養者欄には申立人の被扶養者期間（昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 1 月 31 日まで）の記録があり、当該期間は申立期間と完全に一致している上、申立人は、42 年 1 月に長男を出産し育児期間中でもあったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る有限会社 A の被保険者原票の健康保険番号は連番となっており追加、及び欠落は無く、ほかの健康保険番号で加入していることは考え難い。

加えて、申立期間当時の事業主である申立人の義父及び社会保険事務を担当していた申立人の義母は、両人とも既に死亡しており、社会保険の資

格の喪失及び取得並びに保険料の控除及び納付の実態については確認できない上、同僚照会した 11 人のうち、回答のあった 6 人のいずれもが厚生年金保険料を控除されていたかについては不明と回答している。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 10 日から 48 年 1 月 1 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、株式会社Aに勤務していた期間は脱退手当金を受け取ったこととなっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは無い。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金保険の強制加入期間であったにもかかわらずこれに加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月15日から29年8月1日まで
② 昭和30年7月1日から33年9月1日まで

私は申立期間①は株式会社Aで、申立期間②は有限会社Bで働き、結婚のために退職した。社会保険庁(当時)の記録では、申立期間について脱退手当金を受け取ったこととなっているが、私は脱退手当金を請求し、おらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月23日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記載がある上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間以後厚生年金保険に加入していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 10 月から 10 年 9 月まで
② 平成 11 年 10 月から 16 年 6 月まで

ねんきん特別便で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、株式会社Aに勤務していた両申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と大きく異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該額が社会保険庁(当時)の記録する標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正をすることとなる。

しかし、申立人から提出のあった両申立期間に係る給与明細書(平成16年1月分から同年6月分までを除く)上の報酬月額と事業主から提出のあった申立期間②に係る給与台帳上の報酬月額は、10年6月を除き社会保険庁の記録する標準報酬月額を上回っているが、保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。このため、事業主は、両申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所(当時)の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年

金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2528 (事案 1992 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
最初の A 株式会社を退職した際には B の C 社会保険事務所 (当時) で脱退手当金の請求を行ったが、D 株式会社を退職した際には、脱退手当金を請求する意志は無く将来年金として受け取るつもりだった。この結果に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所 (当時) が保管する D 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給手続を示す「脱」に丸印がしてあり、同名簿の記録から脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 4 日付けで申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般の再申立ての審議に当たり、申立人から昭和 46 年度国民年金印紙検認記録等が提出されたものの、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 ころから 51 年 1 月 5 日まで
私は、申立期間当時、Aにあった株式会社Bに勤務していた。当時、雇用保険や健康保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が同社を退職する3か月前の昭和 51 年 1 月 5 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 3 月 24 日に資格を喪失したことになるのは納得できない。
調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを明確にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、事業所台帳及び適用事業所索引簿によると、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 51 年 1 月 5 日であり、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日も同名簿により、同日の同年 1 月 5 日であることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚の一人は、「(同社が)厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 51 年 1 月 ころで、給与から保険料は控除されておらず、国民年金に加入していたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立期間に同社に勤務していた複数の同僚が申立期間に国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から35年3月31日まで
私は、昭和34年10月から35年3月までA社に勤めていたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。入社時、社会保険の手続きをすぐにしてもらう条件で入社し、社長から厚生年金保険の加入手続きが済んだということで、被保険者証も受領した覚えがあり、厚生年金保険に加入していないということはない。この間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとしているA社は、商業登記簿で確認ができないほか、事業主についてもその所在が確認できず供述が得られないところ、申立人が記憶している同僚の名前がA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できるほか、申し立てている業務内容が申立人の後に勤務している同僚の供述と整合していることなどから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人は、昭和34年10月から35年3月まで勤務していたとしているが、A社に係る事業所別被保険者台帳及び適用事業所別索引簿で同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは34年11月1日であることが確認でき、同日以降、35年7月までに資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠落も無い。

また、当該被保険者名簿において、A社が適用事業所となった昭和34年11月1日に資格を取得している9人は申立人の供述によるといずれも申立人が入社する前から勤務していたとする者であり、申立人が1か月遅れで入社してきたという同僚の資格取得日が入社時から8か月後の35年

6月とされていることが確認できることから、A社が厚生年金保険の資格取得まで、ある程度の期間を設定していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 8 月 5 日まで
24 歳ぐらいの時、新聞の募集広告を見て、A市にあった有限会社Bに入社した。最初の仕事はCの製作で、2年目にはD部で副部長の肩書きをもらった。社会保険事務所（当時）で確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 38 年 8 月 5 日となっていたが、同社で働き始めたのは 35 年 10 月からである。また、最初のころは同社が厚生年金保険の適用事業所ではないと聞いたが、適用事業所になってからは、すぐに加入しているはずなので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が有限会社Bに昭和 35 年ころから勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、有限会社Bは既に廃業し、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立内容に係る事実の確認ができないほか、申立人及び同僚が、「Eに有限会社Fという販売店があり、同社から有限会社Bに異動してきた人もいた。」と供述していることから、株式会社G（当時は、有限会社F）に照会したが、人事記録等申立てに関する資料は無かった。

また、適用事業所名簿で、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 11 月 1 日であることが確認できるが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、同日以降、同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得した者を確認したところ、38 年 8 月 5 日より前に申立人が資格を取得した記録は無いほか、有限会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、33 年 12 月から 39 年 4 月までの間に、

同社で資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い。

さらに、オンライン記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 38 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について同僚等に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。一方、昭和 38 年 8 月 20 日に有限会社 B において被保険者資格を取得している同僚は「自分の入社日は昭和 38 年 3 月であった。」と供述している。

なお、有限会社 B において申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から44年9月1日まで

私は、A株式会社に少なくとも昭和43年10月1日から44年10月1日まで継続して勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録では、途中10か月間の記録がなかった。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る雇用保険の被保険者記録は確認ができないが、同僚照会において申立人を記憶している同僚5人が判明し、その全員が申立人について少なくとも1年から2年は同社B営業所に継続して勤務していたはずであると供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者資格の取得及び喪失を繰り返している被保険者が多数確認できるほか、複数の同僚（役員を含む）は、このような短期間の雇用形態は存在せず、厚生年金保険料は事業主により引き続き控除されていたと供述しているものの、申立人と同じパート社員としてB営業所に勤務していたこともある同僚が保管していた昭和47年から48年までの給与明細書において、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間については保険料を控除されていないことが確認できることから判断すると、当時、事業主は何らかの理由により、従業員（被保険者）の資格の得喪を繰り返していたが、被保険者資格を喪失させている期間については厚生年金保険料を控除していなかったものと推測される。

また、当時の事業主及び社会保険業務担当者は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得る

ことはできず、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入状況は、平成 16 年 11 月 8 日に資格を取得し、18 年 4 月 30 日に資格を喪失している。同年 4 月 30 日まで勤務したのに、同日に資格を喪失しているのは間違いで、会社もミスを認めている。年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに平成 16 年 11 月 8 日から正社員として勤務し、18 年 3 月 31 日に退職する予定でいたが、会社から慰留され同日から同年 4 月 30 日に退職するまでの期間、Bとして継続して勤務していたので、同社における資格喪失日は同年 5 月 1 日であると主張しており、事業主は、当初、資格喪失日を 18 年 4 月 30 日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出したが、21 年 7 月 23 日付けで資格喪失日を 18 年 5 月 1 日とする喪失年月日訂正届を提出している。

しかし、事業主は、同社における厚生年金保険料控除は翌月控除であるとしており、申立人の平成 18 年 4 月支給の給与明細書から同年 3 月の厚生年金保険料の控除が確認できるが、同年 5 月支給の給与明細書からは同年 4 月の保険料の控除は無いことが確認できる。

なお、申立人に係る申立期間の雇用保険の加入記録は、取得日平成 16 年 11 月 8 日、離職日 18 年 3 月 31 日と確認することができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年まで

私は高校を卒業後、父が勤務していたA株式会社に入社し昭和 31 年まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が 30 年 4 月から同年 5 月までしかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年までA株式会社に勤務していたと主張し、申立期間に撮影したとする集合写真を提出している。

しかしながら、当該写真と一緒に写っている人物の名前について申立人は、「わからない。」とし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同日の昭和 30 年 4 月 1 日に資格を取得し所在が確認できる同僚に申立人が写っているか確認したところ、二人から「自分は写っていないが、申立人は写っている。」と回答があり、そのうちの電話連絡ができた一人に再度確認したところ、「期間はわからないが申立人はA株式会社にいた。」としているが、当該同僚は自身の実際の勤務期間は厚生年金保険加入期間（昭和 30 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで）と同期間であるとしていることから、申立期間における申立人の勤務を裏付けるものとはなっていない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が厚生年金保険の資格を取得した日以降に資格を取得した者はおらず、同名簿から連絡先が判明した当時の同僚に、当該事業所の経営状態や申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認をしたが、「経営状態は悪かった。」、「昭和 30 年 6 月から同年 7 月ころには、

差し押さえがあり、工場内に入ることができなかった。」との供述があったものの、申立人について具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日の昭和 30 年 8 月 1 日に資格を喪失した一人は、所在の確認ができないため、適用事業所に該当しなくなった日以降の申立人の A 株式会社での勤務実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、A 株式会社は、昭和 30 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の保管も無いことから、当時の事業主及び役員の所在も不明であり、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない上、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人が給与計算及び社会保険事務担当者と記憶する同僚については名字しか記憶が無いことから、申立期間当時の厚生年金保険に関する事務手続について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月ころから31年2月ころまで
私は昭和31年3月ころからA自治体にアルバイトとして勤務する前の期間、B地にあったC株式会社に4年6か月間継続して工場の事務員として勤務したが、その間は厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主（申立事業所の合併会社である、D。）は、申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、資格喪失の届出及び厚生年金保険料の納付を行っていたかどうかは不明としており、申立内容の確認ができない。

また、社会保険庁（当時）のオンライン記録上、申立人は、昭和23年5月1日から28年11月17日までの期間は株式会社Eにおいて厚生年金保険の被保険者となっているところ、社会保険事務所（当時）が保管するマイクロフィルム（健康保険厚生年金保険被保険者名簿）では、23年5月1日から24年6月22日までは株式会社E、同年7月4日から28年11月17日まではC株式会社の被保険者期間であることが確認できる。

さらに、C株式会社は昭和29年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが上記名簿から確認できるが、申立人が当該事業所において資格喪失した28年11月17日から適用事業所ではなくなった日までの間において、同名簿で申立人の氏名は確認できない上、同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立事業所に4年6か月間勤務したとしているが、上記のとおり、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社での勤務期間は申立人の主張に近い4年4か月であることが確認できるところ、申立期間(28 か月)を加えると同社での勤務期間は6年8か月となり、申立期間を2年以上上回る期間となる。

その上、申立人と申立事業所において同時期に勤務したと思われる同僚10人に照会したところ、7人から回答があったが、そのうち1人は、申立人の勤務期間は昭和24年半ばから28年半ばまでであったと供述している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 14 日から 31 年 8 月 15 日まで
② 昭和 31 年 9 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで

申立期間においては、船舶所有者 A の B に乗組み漁船員として勤務していたが、船員保険の加入記録が無い。C 組合と書かれた健康保険証を持っていた記憶がある。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の主張、D 支局が保管する船舶登記簿謄本の「船種船名 E、所有者 A」との記録、及び事業主の親族が「申立人は、昭和 28 年 3 月から 33 年まで F 地と G 地の三度で漁船員として雇用した事実を証明する。」としていることから、申立期間①及び②当時、申立人が A 氏の所有する B に乗組み漁船員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は「船員保険料は、全額、船舶所有者 A 氏の負担で、経理担当者が社会保険事務所（当時）に納付していたと思うが、それを確認できる資料は無い。給与明細も無かったので、給与から船員保険料が控除されていたか否か不明。」としている上、船舶所有者 A 氏及び経理担当者は既に死亡していることから、申立期間当時、申立人に係る船員保険の届出、保険料の控除及び納付を行ったか否か確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する船員保険事業所記号索引簿等に、申立期間①及び②において船舶所有者 A 及び B が船員保険の適用事業所であった記録は無い。

なお、総トン数が 30 トン未満の漁船乗務員については、申立期間当時、

船員保険の適用はなく、昭和 38 年に、「船員法第 1 条第 1 項の船舶に含まれる総トン数 30 トン未満の漁船の範囲を定める政令（昭和 38 年政令第 54 号）」が施行され、同年 4 月 1 日から、20 トン以上 30 トン未満の漁船員について船員保険法の適用がなされていること、及び上記の船舶登記簿謄本に「船種船名 F、総トン数 18 トン 55」という記載が確認できることから、申立期間当時、船舶所有者 A の B が船員保険の適用を受けなかった可能性が否定できない。

さらに、申立人は、健康保険証や取引先等の記憶から、申立期間①及び②当時、C 組合及び H 組合で船員保険に加入していた可能性を指摘しているが、社会保険事務所が保管する船員保険事業所記号索引簿等には C 組合、I 組合、J 組合、H 組合、K 組合及び L 組合は、船員保険の適用事業所として記録が見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所索引簿等にも、A、B、C 組合、I 組合、J 組合、H 組合及び K 組合は、厚生年金保険の適用事業所として記録が見当たらず、L 組合については、厚生年金保険の適用事業所としての記録（昭和 32 年 5 月 1 日に適用となり、33 年 12 月 30 日に適用事業所でなくなっている）は確認できたものの、同組合の厚生年金保険被保険者名簿に申立人に係る記録は確認ができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで
申立期間は、有限会社Aに勤務し厚生年金保険に加入していたが、当該期間の加入記録が欠けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び有限会社Aの事業主等の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所索引簿の記録から、有限会社Aが適用事業所ではなかった事実の確認ができる上、同社の事業主は、「当社は厚生年金保険に加入していなかった。申立人に係る厚生年金保険の加入手続も行ったことは無い。」と供述している。

なお、申立人は、「有限会社Aの事業主から健康保険証を受け取った記憶は無い。」としている。

また、有限会社Aの事業主は、「申立期間当時の社会保険関係書類は何も残っていないが、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことはない。」と供述しており、当時の同僚も連絡先不明であることから、申立期間の厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2543 (事案 424 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 18 日から 35 年 6 月 15 日まで
申立期間は、A社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、当該期間の加入記録が欠けているのは納得できない。同事業所が申立期間当時実在していたことを確認できたので、再度審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（前回申立時の申立期間は昭和 33 年 3 月 18 日から 35 年 6 月 15 日まで）については、厚生年金保険適用事業所索引簿及びオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であることの確認ができない上、申立内容に係る事実を確認できる関連資料等も見当たらないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人が厚生年金保険料納付を示す資料として新たに提出したA社の所在地を示す地図等を基にA社の事業主（故人）の親族を特定し、供述を得たところ、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主（故人）の親族からは、申立事業所の厚生年金保険の適用及び申立人の給与からの保険料控除に係る供述及び資料を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和34年4月1日から同年6月1日まで
③ 昭和35年4月1日から同年11月30日まで

申立期間①及び②は、A（現在は、廃止）のB事業所に、申立期間③はAのCに勤務してDの仕事をしていた。厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の仕事内容についての具体的な説明及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA管内のB事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Aの業務を引き継いだEは、申立期間①当時の厚生年金保険の適用及び勤務実態の分かる資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の適用については不明としている上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所（当時）では、適用事業所名簿に、AのB事業所は確認ができないとしている上、Aには、社会保険事務所から「*」と「*」の2つの事業所整理記号が払い出されているが、同記号「*」の事業所（昭和29年6月1日から40年12月21日までの期間が適用事業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、同記号「*」の事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①の後の33年9月1日から34年12月30日までの期間が適用事業所となっている。

2 申立期間②について、申立人の仕事内容についての具体的な説明及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA管内のB事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Eは、申立期間②当時の厚生年金保険の適用及び勤務実態の分かる資料は保存されておらず、申立てについては不明としている上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所では、上記のとおり、適用事業所名簿に、AのB事業所は確認ができないとしている上、上記の2つの事業所整理記号の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②中に申立人の氏名は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人の仕事内容についての具体的な説明及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA管内のCに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Eは、申立期間③当時の厚生年金保険の適用及び勤務実態の分かる資料は保存されておらず、申立てについては不明としている上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所では、適用事業所名簿にA管内のCでは適用事業所名は無いとしている上、A(事業所整理記号*)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間③中に申立人の氏名は見当たらない。

4 申立期間①から③までについて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月10日から同年12月30日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社における被保険者期間が欠落している。同社には自分の技術を生かして修理工として勤務していた。同社に勤務していることの信用で同社の前にあった電気店でビデオカメラ一式を分割払いで購入した。

勤務していたことに間違いがないので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、期間は特定できないものの、A株式会社に勤務していたことは複数の同僚の供述によりうかがえるが、回答を寄せた同僚は、「当時、社会保険には入社後すぐに加入させてもらえず、同僚数人で社長に交渉した結果、数か月後に加入となったが、年配の同僚は加入を拒んだ者もあった。」と供述している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、当該同僚の中には、入社と同時に被保険者資格を取得していないものが複数確認でき、最長で入社から1年6か月後に社会保険加入となった者も確認ができる。

しかしながら、当該事業所は解散し、昭和62年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡し、関係書類も無いことから具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人は、同僚及び上司を記憶しておらず、当時、勤務していたと思われる同僚に照会するも多くは申立人の勤務に記憶が無く、当時従業員の採用を担当していたとする同僚も年配の者は正社員として採用していなかったはずと供述しており、申立ての事実に係る供述を得ることがで

きなかった。

なお、申立人は、申立期間について国民年金に加入しているものの保険料は免除となっていることが確認できる上、申立期間に雇用保険被保険者記録も確認できない。

さらに、当該事業所における申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号が連番で払い出され、訂正及び改ざんも無いことが確認できる。

加えて、申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から27年7月末まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。当時は、A市の株式会社B（C地）に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚は、申立人のことを記憶していないものの、当該同僚が株式会社Bに勤務していたこと、及び申立人の申立内容から、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、適用事業所名簿により、同事業所は、申立期間後の昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

このことについて事業主は、「申立期間当時は、先代及び先々代の時代であり、当時の資料は残っていないが、厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

また、申立期間当時、同事業所に勤務していた同僚は、同事業所が昭和28年11月1日に厚生年金保険に加入したことにより、給与から保険料が控除され、手取りが少なくなったと供述しており、適用事業所になる前の期間に事業主による厚生年金保険料の控除は無かったものと推測される。

なお、申立人が記憶している同僚のうち二人は、申立期間において、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことが、健康保険厚

生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 11 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。昭和 58 年 1 月に株式会社 A（名称変更後は、株式会社 B）の C 支店に責任者として勤務し、健康保険証を使用し通院したこともあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間当時、株式会社 A に勤務していたことがうかがわれる。

また、同社の商業登記簿謄本により、申立人が昭和 58 年 2 月の同社設立時に取締役就任していたことが確認できる。

しかしながら、同商業登記簿謄本及び事業所名簿検索結果により、株式会社 A は、昭和 61 年 9 月 6 日に名称変更しているが、申立期間後の同年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

なお、事業主は、「株式会社 A が厚生年金保険に加入したのは、同社が株式会社 B に名称変更した後であり、当時の賃金台帳は破棄されているものの、総勘定元帳により、厚生年金保険に加入以前の元帳の記録では会社負担の社会保険料は計上していない。」と回答している。

また、申立期間当時、事業主と経理担当の妻は、株式会社 D の厚生年金保険に加入していることが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるが、申立期間当時、申立人の記録は無い。

さらに、オンライン記録により、同社 E 支店の申立期間当時の同僚 3

人のうち二人は、申立期間当時国民年金に加入し、かつ国民年金保険料を納付していることが確認できる上、当該同僚二人は、厚生年金保険に加入する前は、給与から保険料は控除されていなかったと供述している。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 7 月 23 日まで
昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 7 月 23 日まで、A 株式会社に勤務していたが、申立期間の 17 か月の厚生年金保険の被保険者記録が漏れている。その期間、保険料は給与から天引きされていた。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたとする A 株式会社の所在地、事業主名及び複数の同僚の氏名を記憶しているほか、同僚も申立人のことを記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立期間当時において申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿により A 株式会社が実在していたことは確認できるものの、適用事業所名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、同僚の一人は、同事業所は社会保険に加入していなかったと供述しており、同氏が保存していた同事業所の申立期間における給与明細書（昭和 36 年 8 月から 37 年 6 月まで）により、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 3 日から 63 年 1 月 4 日まで
私は、A株式会社にて昭和 62 年 7 月 3 日から 63 年 1 月 4 日まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間については、同社において正社員としてB、Cの仕事をしていた。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述並びに事業主から提出のあった申立人の履歴書により、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月 27 日から同年 12 月 7 日までの期間において、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、申立内容を確認できる資料等はないが、同事業所は6か月の試用期間を設けており、申立人は、試用期間中に退職したために、厚生年金保険の資格は取得していなかったと供述している。

また、同僚の一人は、同事業所は3か月以上の試用期間を設けていたと供述しているほか、別の同僚は、申立人は、パート又はアルバイトだったと供述している。

さらに、オンライン記録（職歴審査照会回答票）を確認しても、申立期間において申立人の氏名はない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もない。

なお、オンライン記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同事業所に勤務していた期間において、雇用保険には加入していなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から34年6月30日まで
当時、養子縁組してAに入籍し、養父の口添えで昭和33年6月1日にB株式会社のCでD等を行うことになった。
その後、同社と関連がある株式会社Eに入社した。Cに勤務していた期間の記録が無いので、この期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Cを経営していたB株式会社によると、同施設は同社の直営であるが、申立期間において申立人が勤務したかは不明としており、申立てどおりの届出及び保険料の納付も行っていないと供述している。

一方、同社が加入するF組合においても、当時の記録が残されていないことから、申立人の被保険者記録は確認できないと供述している。

また、適用事業所名簿において、Cの名称で厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、申立人が記憶する、当時のCにおける同僚の申立期間に係る被保険者記録は、B株式会社の厚生年金保険被保険者名簿で確認できるものの、申立期間において同名簿に申立人の氏名は無く、整理番号は連番であり、欠番は無い。

さらに、申立人の資格取得日と同日でB株式会社において被保険者資格を取得した者は厚生年金保険被保険者名簿で44人であったが、うち10人に対して同僚照会を行ったものの、申立人を記憶しているものは無い上、自身の記録について間違いがあるとする供述はなかった。

加えて、申立人の昭和34年7月1日から同年9月7日までのB株式会社における被保険者記録は、申立人によれば、同社関連会社のG株式会社がH事業を目的に新たに株式会社Eとして立ち上げられ、その準備作

業を行っていた期間の記録であるとし、仮事務所での責任者(B株式会社に勤務し、商号変更と同時に株式会社E代表取締役就任したことが商業登記簿謄本により確認できる)の氏名を挙げているものの、連絡先不明のため供述を得ることができない。

その上、株式会社Eは、昭和34年8月20日に新規適用事業所となっており、申立人も同年9月7日付けで被保険者資格を取得しているが、新規適用時から60人の資格を取得した者について、その直前にA株式会社における厚生年金保険被保険者記録のある加入者を捜したものの、同僚の一人が確認できるのみで、同人は既に死亡しているため供述は得られない。

なお、申立人は、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月21日から30年5月15日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。当時、A事務所（勤務地はB）にC担当として勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、Dに勤務する日本人従業員の労務管理については、Dの所在する都道府県におかれたE事務所において行われていたが、Fに対する厚生年金保険の適用については、「Fに対する健康保険及び厚生年金保険の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知）によると、おおむね昭和24年1月1日から、強制被保険者として適用することとされているが、「Lのうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）によるとLは、従来すべてHとして、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったが、26年7月1日以降においては、雇用関係の切替えにより、I等に使用される者以外の者は、強制被保険者として取り扱わないこととされている。

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、J（B）は健康保険のみの適用事業所であり、申立人については同名簿において、昭和28年3月1日から30年5月15日まで同事業所の健康保険被保険者であったことが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

さらに、Jは既に解散しており、A事務所の業務を継承するK事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無いと供述している。

加えて、同名簿から抽出した当時の同僚は、申立人のことは記憶しているものの申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除については不明としており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月28日から同年11月30日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。当時、A事務所（勤務地はB）にC担当として勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事務所で勤務していたと供述しているところ、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に当該事業所の被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立人が同事業所に勤務していたことの供述が得られなかった。

また、A事務所の業務を継承するD事務所は申立期間当時の人事記録等は保管しておらず、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の確認ができない上、E組合の加入記録も保存期間満了のため確認ができない。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。